

利用者の人権の擁護・虐待防止体制

責任者 山内みゆき 代表者
 鳩間 朝子 ケアマネージャー

- ・ 訪問者又ヘルパーへのチェックリストを持参させている。
- ・ 日常生活において、小さな変化、小さなSOSを発していないか常に気を付けること。
- ・ 家庭内の環境整備に配慮すること。（家庭内に破損、乱れがないかどうか）

利用者が虐待を受けたと思われる場合、発見した場合はすみやかに市町村に通報するように努める事。

日常生活が健やかにすごせるように心がけ、利用者が安全に安心して暮らしていけるように、利用者家族からの苦情の処理は迅速に対応をすることとして、虐待防止に関する機関との連絡を密に、早期発見の防止を第一として考えている。